

福岡市共同企業体事務取扱要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1～2条 略</p> <p>(採用方針)</p> <p>第3条 共同企業体の採用は、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の効果的<u>施工</u>を確保する場合、又は、地場業者の技術力、経営力を強化することにより、その育成・振興を図ることを目的とする場合に行うこととし、工事の規模、性格等を勘案のうえ、そのつど採用の決定を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により共同企業体を採用する対象工事は、原則として次の各号に掲げる規模のものとする。</p> <p>(1) 一般土木工事 予定金額が、5億円以上</p> <p>(2) 港湾土木工事 予定金額が、2億円以上</p> <p>(3) 建築工事 予定金額が、3億円以上</p> <p>(4) 電気工事 予定金額が、2億円以上</p> <p>(5) 管工事 予定金額が、2億円以上</p> <p>(6) 舗装工事 予定金額が、1億5千万円以上</p> <p>(7) その他の工事 工事の規模及び業者の<u>施工</u>能力を考慮し、共同企業体による<u>施工</u>が必要と認められる工事。</p> <p>3 共同企業体を採用する工事のうち特に必要があると認められるときは、当該共同企業体による入札に単体A級格付業者を参加させることができるものとする。</p> <p>第4～5条 略</p>	<p>第1～2条 略</p> <p>(採用方針)</p> <p>第3条 共同企業体の採用は、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の効果的<u>施行</u>を確保する場合、又は、地場業者の技術力、経営力を強化することにより、その育成・振興を図ることを目的とする場合に行うこととし、工事の規模、性格等を勘案のうえ、そのつど採用の決定を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により共同企業体を採用する対象工事は、原則として次の各号に掲げる規模のものとする。</p> <p>(1) 一般土木工事 予定金額が、5億円以上</p> <p>(2) 港湾土木工事 予定金額が、2億円以上</p> <p>(3) 建築工事 予定金額が、3億円以上</p> <p>(4) 電気工事 予定金額が、2億円以上</p> <p>(5) 管工事 予定金額が、2億円以上</p> <p>(6) 舗装工事 予定金額が、1億5千万円以上</p> <p>(7) その他の工事 工事の規模及び業者の<u>施行</u>能力を考慮し、共同企業体による<u>施行</u>が必要と認められる工事。</p> <p>3 共同企業体を採用する工事のうち特に必要があると認められるときは、当該共同企業体による入札に単体A級格付業者を参加させることができるものとする。</p> <p>第4～5条 略</p>

(構成員の要件等)

第6条 すべての構成員が次の各号に掲げる要件（以下「構成員の要件」という。）に該当しなければならないものとする。

- (1) 発注工事に対応する工事種別に係る本市競争入札参加資格の認定を受けていること（必要に応じ、等級区分又は指名希望順位を付加する。）
 - (2) 発注工事ごとに定める施工実績を有すること。
 - (3) 発注工事ごとに定める資格を有する技術者を当該工事に配置できること。
 - (4) 発注工事ごとに定める手持ち工事の状況、受注の状況又は本店等の要件を満たすこと。
 - (5) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の期間中でないこと。
 - (6) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
 - (7) 発注工事を一般競争入札に付する場合にあつては、一般競争入札実施要領に定める入札参加資格を有すること。
 - (8) 発注工事を公募型指名競争入札（簡易公募型指名競争入札を含む。以下同じ。）に付する場合にあつては、公募型指名競争入札実施要領（簡易公募型指名競争入札実施要領を含む。以下同じ。）に定める公募要件を満たすこと。
- 2 構成員は、発注工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることができないものとする。
- 3 代表者たる構成員は、構成員の要件のほか、代表者の要件として付加された要件に該当しなければならないものとする。

第7～9条 略

(資格の認定)

第10条 申請書を提出した共同企業体ごとに、第5条から第7条の規定に基づき定める資格の有無について審査し、当該資格を有すると認められる者を発注工事に係る競争入札に参加することができる資格を有する者として認定するものとする。

- 2 前項の資格審査の結果は、申請書を提出した共同企業体に通知するものとし、当該通知は、競争入札参加資格確認通知又は

(構成員の要件等)

第6条 すべての構成員が次の各号に掲げる要件（以下「構成員の要件」という。）に該当しなければならないものとする。

- (1) 発注工事に対応する工事種別に係る本市競争入札参加資格の認定を受けていること（必要に応じ、等級区分又は指名希望順位を付加する。）
 - (2) 発注工事ごとに定める施行実績を有すること。
 - (3) 発注工事ごとに定める資格を有する技術者を当該工事に配置できること。
 - (4) 発注工事ごとに定める手持ち工事の状況、受注の状況又は本店等の要件を満たすこと。
 - (5) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の期間中でないこと。
 - (6) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
 - (7) 発注工事を一般競争入札に付する場合にあつては、一般競争入札実施要領に定める入札参加資格を有すること。
 - (8) 発注工事を公募型指名競争入札（簡易公募型指名競争入札を含む。以下同じ。）に付する場合にあつては、公募型指名競争入札実施要領（簡易公募型指名競争入札実施要領を含む。以下同じ。）に定める公募要件を満たすこと。
- 2 構成員は、発注工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることができないものとする。
- 3 代表者たる構成員は、構成員の要件のほか、代表者の要件として付加された要件に該当しなければならないものとする。

第7～9条 略

(資格の認定)

第10条 申請書を提出した共同企業体ごとに、第5条から第7条の規定に基づき定める資格の有無について審査し、当該資格を有すると認められる者を発注工事に係る競争入札に参加することができる資格を有する者として認定するものとする。

- 2 第1項の資格審査の結果は、申請書を提出した共同企業体に通知するものとし、当該通知は、競争入札参加資格確認通知又は

入札指名通知をもって代えることができるものとする。

第11～12条 略

(結果通知等)

第13条 第10条第2項に規定する資格審査の結果通知は、代表者あてに行うものとする。

2 発注工事に係る図面、仕様書及び現場説明書に対する質問は、構成員の連名により行うものとする。

3 一般競争入札及び公募型指名競争入札の手続きにおいて共同企業体が提出する書面は、構成員の連名により行うものとし、共同企業体への通知、回答は代表者あてに行うものとする。

第14条 略

(共同施工の確保)

第15条 共同企業体に対し、その運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出させるものとし、発注工事に係る仕様書にその旨記載するものとする。

以下 略

は入札指名通知をもって代えることができるものとする。

第11～12条 略

(結果通知等)

第13条 第10条第3項に規定する資格審査の結果通知は、代表者あてに行うものとする。

2 発注工事に係る図面、仕様書及び現場説明書に対する質問は、構成員の連名により行うものとする。

3 一般競争入札及び公募型指名競争入札の手続きにおいて共同企業体が提出する書面は、構成員の連名により行うものとし、共同企業体への通知、回答は代表者あてに行うものとする。

第14条 略

(共同施行の確保)

第15条 共同企業体に対し、その運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出させるものとし、発注工事に係る仕様書にその旨記載するものとする。

以下 略